

# パート労働者への厚生年金適用

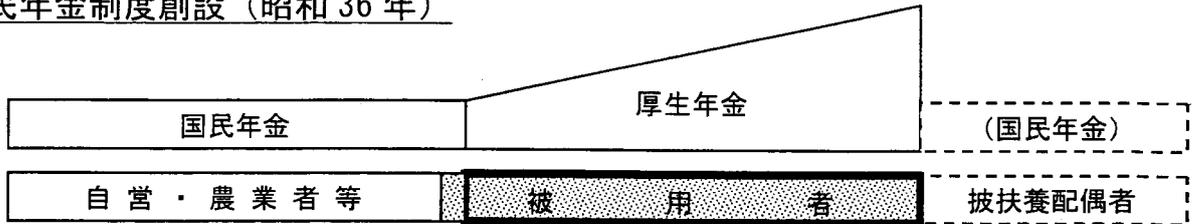
## 参考資料集

### 目次

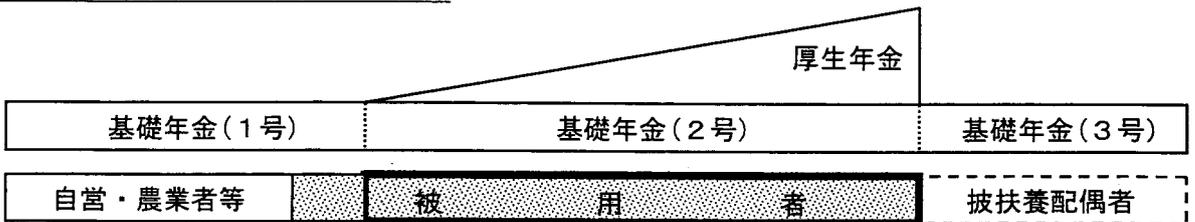
パート労働者への厚生年金の適用拡大について	1
年金制度改正に関する意見(社会保障審議会年金部会)抜粋 (平成15年 9月12日)	2
持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて(厚生労働省案)抜粋 (平成15年11月17日)	3
パート労働者への厚生年金等の適用拡大反対に関する決議 (平成15年12月 3日)	4
短時間労働者への厚生年金適用拡大についての経済界の意見	5
国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律104号)附則第3条第3項	7
第165回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(抄) (平成18年 9月29日)	8
最近の国会答弁等	9
年金制度の課題に関する方向性について(抜粋) (平成18年11月14日 与党年金制度改革協議会)	11
パート労働者への厚生年金等適用拡大に断固反対する! (平成18年11月29日)	12
再チャレンジ支援総合プラン ー抜粋ー (平成18年12月26日「再チャレンジ支援に関する関係閣僚による会合」了承)	14
短時間労働者への厚生年金適用拡大による本人の給付と負担の変化の例 (平成18年度価格) (イメージ)	15
適用拡大に伴うパート労働者本人の給付と負担の変化の例 (イメージ)	16
社会保険の適用基準(短時間労働者の適用範囲)	19
各種法令における企業規模別適用の例	20
厚生年金保険法(抄)(適用事業所関係)	22
標準報酬月額等級表(厚生年金保険)	23
国民年金第1号被保険者の就業状況	24
厚生年金保険法(抄)(被保険者資格関係)	25
短時間就労者(いわゆるパートタイマー)にかかる健康保険及び厚生年金保険 の被保険者資格の取扱いについての内かん (昭和55年6月6日付)	26
雇用・就業形態に応じた厚生年金の適用関係	27

# パート労働者への厚生年金の適用拡大について

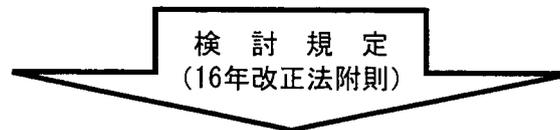
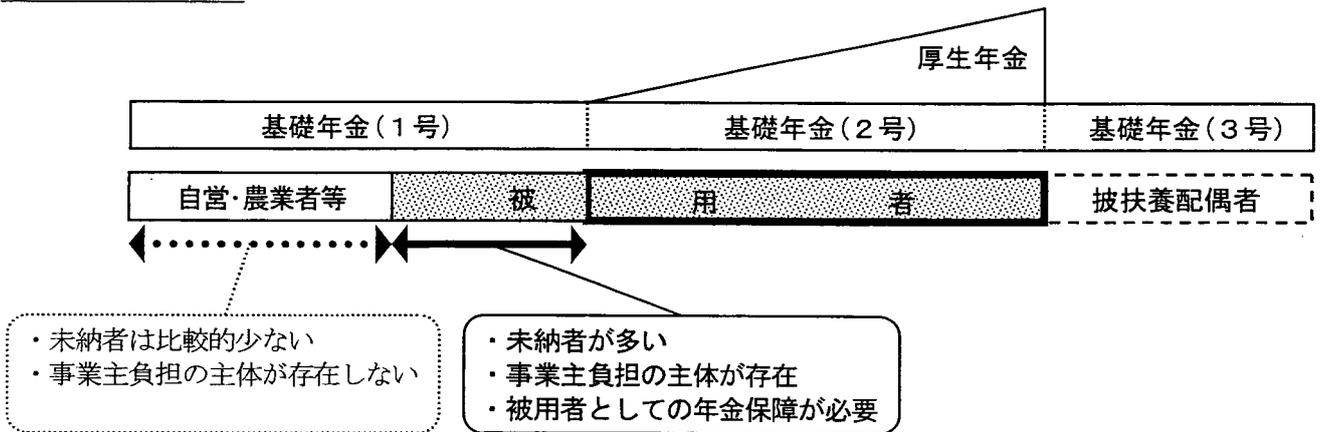
## ① 国民年金制度創設（昭和36年）



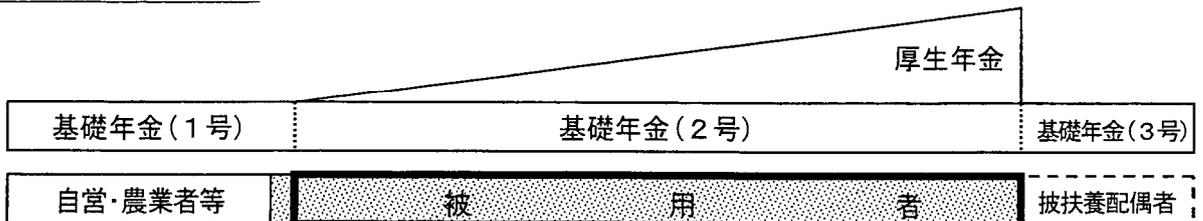
## ② 基礎年金制度導入（昭和61年）



## ③ 近年の動向



## ◎ 厚生年金の適用拡大



（1）短時間労働者に対する厚生年金の適用

- 就労形態の多様化に対応し、年金制度についても、個人の働き方や雇用形態の選択に中立的な仕組みとし、個人が十分能力を発揮していくことができ、被用者としての年金保障を充実させる観点から、短時間労働者に対して厚生年金の適用拡大を図っていくことが求められている。また、「基本方針2003」等においても、その必要性は繰り返し指摘されている。
- このような働き方の多様化への対応、短時間労働者自身の年金保障の充実の観点のほか、就業調整問題の解決、事業主間の保険料負担の不均衡是正、雇用労働者としての均衡処遇等の観点からも、基本的には短時間労働者への厚生年金の適用拡大を行うべきである。  
その際には、適用拡大による雇用への影響、短時間労働者が多く就労する産業・企業への影響、事務負担や保険料負担の増加等に十分配慮して慎重に検討することが必要である。また、適用拡大に伴う労働者及び事業主の保険料負担の増大については、経過措置等一定の配慮を行うべきである。
- また、5人未満の個人事業所及び任意適用業種への厚生年金の適用及びその在り方や方法についてまず検討すべきであるとの意見があった。
- 所定労働時間を基本的な基準として適用してきた厚生年金の考え方や、年収要件をなくして20時間という週の所定労働時間だけでみることにした雇用保険の適用基準を考慮すると、今回の適用拡大に当たっては、週の所定労働時間が一定以上の者を適用することが適当である。  
具体的なこの基準については、週20時間以上という意見があった。  
この点については、所定労働時間が20時間より短い者であっても、相当の賃金を得ている場合もあり、週の所定労働時間の要件に収入要件（例えば年間賃金65万円以上）を併用すべきであるとの意見があった。
- 短時間労働者への厚生年金の適用拡大を行った場合、その給付と負担の在り方については、短時間労働者は比較的低い賃金で就労している者が多いことから、負担については、現行の厚生年金の応能負担の考え方から、何らかの形で標準報酬の下限（月額98,000円）を引き下げて適用することが適当である。

## 2. 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大等

- 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大を図る。その際、経過措置等一定の配慮を行う。
- 週の所定労働時間が20時間以上の者を基本に適用する。
- 保険料負担については、特別な低い標準報酬区分を設定して適用する。被扶養者の給付は行わない。

### (1) 適用拡大の必要性

- 就労形態の多様化に対応し、年金制度についても、個人の働き方や雇用形態の選択に中立的な仕組みとし、個人が十分能力を発揮していくことができるよう、また、被用者としての年金保障を充実させる観点から、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大を図る。

その際、適用拡大による雇用への影響、短時間労働者を多く雇用する産業・企業に与える影響、事務負担や保険料負担の増加等を踏まえて、経過措置等一定の配慮を行う。

### (2) 適用基準の在り方

- 適用拡大後の適用基準については、雇用保険と同様に、適用事業所における週の所定労働時間が、一般的な正規労働者の週の所定労働時間の半分程度である、20時間以上の者を基本とする。

### (3) 給付と負担の在り方

- 新たに適用される短時間労働者についての給付と負担の在り方については、短時間労働者は比較的低い賃金で就労している者が多いことから、保険料負担については、現行の標準報酬の下限（月額98,000円）とは別に特別な低い標準報酬区分を設定して適用する。

給付については、被扶養配偶者の給付は行わない。

- 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大に合わせ、標準報酬の算定基礎日数（現在、標準報酬の定時決定等に当たり、3か月のうち報酬支払の基礎日数が20日以上を算定基礎とすることとされている。）について、実態を踏まえて見直す。

# パート労働者への厚生年金等の

## 適用拡大反対に関する決議

厚生労働省は、二〇〇四年の年金改革にあたって、厚生年金の適用をパート労働者にも拡大する案を正式に発表いたしました。

わたしたちは、このような適用条件の拡大を推し進めた場合には、「働き方や雇用に大きな影響を及ぼす一方、家計や消費を圧迫し、流通・サービス産業の企業経営にさらに深刻な打撃を与えかねない」として、強く反対の意見を表明してきました。

景気が長期低迷している中で、もうこれ以上の負担の増加には、家計も企業経営も耐え切れません。一方で、国民年金の未加入、未納問題が解消されないまま、安易に適用拡大の方針が打ち出されたことは、大きな問題といわざるを得ません。

年金制度は、公平、公正に配慮しつつ、国民の理解と協力の下に維持される制度であるべきです。しかしながら、今回の議論は、大きな影響を伴う流通・サービス産業やパート労働者の声をまったく聞くことなく進められようとしています。

わたしたちは、本日、事業者、パート労働者が一堂に会して、改めてパート労働者への厚生年金の適用拡大について断固反対を決議し、適用条件拡大の撤回を強く求めるものです。

わたしたち『短時間労働者への厚生年金等適用拡大反対協議会』は、総意をもってこれを決議し、政府・与党に対してこれまで以上の結束をもって行動することをここに宣言いたします。

平成十五年十二月三日

### 『短時間労働者への厚生年金等適用拡大反対協議会』

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| 社団法人全国スーパーマーケット協会   | 理事長 原 信一 |
| 社団法人全国乗用自動車連合会      | 会長 新倉尚文  |
| 社団法人日本給食サービス協会      | 会長 中垣英男  |
| 日本小売業協会             | 会長 小柴和正  |
| 社団法人日本ショッピングセンター協会  | 会長 岩崎雄一  |
| 日本スーパーマーケット協会       | 会長 清水信次  |
| 社団法人日本セルフ・サービス協会    | 会長 増井徳太郎 |
| 社団法人日本専門店協会         | 会長 黒川光博  |
| 日本チェーンストア協会         | 会長 川島 宏  |
| 社団法人日本通信販売協会        | 会長 池森賢二  |
| 社団法人日本テレマーケティング協会   | 会長 後 藤 攻 |
| 日本百貨店協会             | 会長 小柴和正  |
| 社団法人日本フランチャイズチェーン協会 | 会長 松岡康雄  |
| 社団法人日本べんとう振興協会      | 会長 安田定明  |
| 社団法人日本ボランタリー・チェーン協会 | 会長 村内道昌  |
| 社団法人日本ホテル協会         | 会長 山口弘毅  |

## 短時間労働者への厚生年金適用拡大についての経済界の意見

### ○日本経団連

- ・まず、任意適用事業所で働くフルタイム従業員への適用のあり方を検討すべきである。その上で、第1号被保険者とのアンバランスの解消策や財政影響の試算を十分明らかにする必要がある。
- ・適用拡大による雇用への悪影響、短時間労働者の就業が多い産業および企業の経営への圧迫、事業所閉鎖等による地域経済への影響などを考慮する必要がある。短時間労働者本人の実質所得減に対する納得や事務負担の増加の問題もある。
- ・これらの課題を解消したうえで、影響を最小限にとどめる適用のあり方やそのための期間を慎重に検討すべき。【平成15年9月10日】

### ○日本チェーンストア協会

- ・短時間労働者の就業や雇用のあり方に重大な影響を及ぼす一方、低迷する消費やチェーンストアの経営に深刻な影響を与えかねないため、断固反対。【平成15年11月17日】

### ○短時間労働者への厚生年金等適用拡大反対協議会

(スーパーマーケット協会等流通・サービス13団体)

- ・働き方や雇用に大きな影響を及ぼす一方、家計や消費を圧迫し、流通・サービス産業の企業経営にさらに深刻な打撃を与えかねない。【平成15年12月3日】

### ○日本フードサービス協会

- ・現場で働くパートタイマーの方の意見や約400万人近いパートタイマーを雇用する外食産業の立場・実態は全く配慮されていない。
- ・外食企業の経営基盤が脅かされ企業倒産や店舗撤退等が発生し、とくに雇用の創出に貢献してきた地方の経済・雇用が悪化することが懸念。【平成15年11月18日】

○全国生活衛生同業組合中央会

- ・経費に占める人件費の割合が高く、殊に飲食業は短時間労働者の占める割合が多く、厚生年金の適用拡大により事業主の経費負担が一層大きくなり、一段と経営が困難になる。
- ・また、短時間労働者の多くは家庭の主婦又は学生であり、被保険者自身が厚生年金の適用を享受する気はなく、賃金から保険料を払うことには反対。

【平成15年6月20日】

○中小企業4団体（日本商工会議所等）

- ・安易な適用拡大には断固反対する。
- ・短時間労働者への厚生年金保険の適用に伴う保険料負担増は企業の活力を削ぎ、雇用コストの上昇を通じて企業収益を大きく圧迫し、厳しい国際競争の中にあるわが国企業の競争力低下を招くとともに、新規雇用にも著しく悪影響を及ぼすことが予想される。
- ・中小企業にとっては死活問題。
- ・新たに対象となる労働者の手取り収入の減少は消費の減退にも繋がり、景気回復に悪影響を与えかねない。【平成16年1月15日】

○その他、外食産業団体による140万人の反対署名の提出 等

## 短時間労働者への厚生年金の適用について

### ○国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)附則第3条第3項

短時間労働者に対する厚生年金保険法の適用については、就業形態の多様化の進展を踏まえ、被用者としての年金保障を充実する観点及び企業間における負担の公平を図る観点から、社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響、事務手続の効率性、短時間労働者の意識、就業の実態及び雇用への影響並びに他の社会保障制度及び雇用に関する施策その他の施策との整合性に配慮しつつ、企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、この法律の施行後五年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。

第百六十五回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説（抄）

平成十八年九月二十九日

（活力に満ちたオープンな経済社会の構築）

新たな日本が目指すべきは、努力した人が報われ、勝ち組と負け組が固定化せず、働き方、学び方、暮らし方が多様で複線化している社会、すなわちチャンスにあふれ、誰でも再チャレンジが可能な社会です。格差を感じる人がいれば、その人に光を当てるのが政治の役割です。私は、内閣の重要課題として、総合的な「再チャレンジ支援策」を推進します。

新卒一括採用システムの見直しや、パート労働者への社会保険の適用拡大などを進めます。再チャレンジ職場体験制度の創設や団塊世代などベテラン人材の再雇用の促進といった、再び仕事を始めるためのハードルを引き下げる取組も行います。二〇一〇年までにフリーターをピーク時の八割に減らすなど、女性や高齢者、ニートやフリーターの積極的な雇用を促進します。再チャレンジする起業家の資金調達を支援するとともに、個人保証に過度に依存しない融資を推進します。こうした様々な再チャレンジを支援する民間や自治体の取組を応援するため、内閣総理大臣による表彰制度を新たに設けます。

## 最近の国会答弁等

### ○中川秀直議員に対する内閣総理大臣答弁（平成18年10月2日衆議院本会議）

「パート労働者への社会保険の適用拡大…（中略）…など正規・非正規労働者間の均衡処遇の実現に向け、法的整備を含めた検討にしっかりと取り組んでまいります」

### ○枝野幸男議員に対する内閣総理大臣答弁（平成18年10月6日衆議院予算委員会）

「この非正規雇用の方々、いわゆるパートの方々、に対してこの社会保険の、厚生年金の適用、社会保険の拡大、ということにつきましては、私はそれを進めていきたいと思っておりますし、経団連をはじめ財界の団体の方々にも、この方針についてはご説明をしているところでございます。もちろんその中で、例えば、勤務の実態ということについてですね、ある程度の勤続の期間、また一週間にどれくらいの仕事をしているかということは、これは基本的に実態としてなければならないのは当然であります。そういう要件等を勘案した上で、拡大について検討をしてみたいと思います。」

### ○南野知恵子議員に対する厚生労働大臣答弁（平成18年10月26日参議院厚生労働委）

「前回の年金改正法におきまして、その問題は言わば、法律的に言わば我々の課題として提示をいただいたわけでございます。

実態的にも、私は、パートの労働者への厚生年金の適用拡大という問題はこれは真剣に取り組まなければならない課題であると、このように考えますが、基本的な方向としては、これは安倍総理御自身もかなりクリアカットに拡大するんだという決意を表明されているわけですが、ただ、具体の問題としてはそこにいろいろな問題がないわけではないと、このように考えております。事業主に対しては負担増になる、あるいはこの拡大の仕方によっては短時間労働者にも負担増になるという面があるわけございまして、こういうものがひいては雇用や経済に影響を与えるということもあろうかと思っております。

また、現実には拡大される人たちの中には、大いにこれを望むという人たちと、例えばパートの女性の方々の中には、御主人の給与とかその他の負担というようなものを勘案して、必ずしもこれを望まないといったようなところもあるようでございまして、これらの問題をこれからしっかり検討して、早急に結論を出して、拡大と

いう基本方向に沿った具体案で実現をいたしたいと、このように考えております。

○内閣総理大臣から厚生労働大臣への指示（平成 18 年 11 月 30 日経済財政諮問会議）

「パートタイム労働者への社会保険適用の拡大については、精力的に関係者からの意見聴取を行った上で、来年の通常国会への被用者年金一元化法案の提出と併せ、実現できるように調整していただきたい。」

○草川昭三議員に対する厚生労働大臣答弁（平成 18 年 12 月 12 日参議院厚生労働委）

「パート労働者の厚生年金の適用拡大の問題でございますけれども、パート労働者といえども被用者としての年金保障を充実させるという観点からは、基本的にこれを進めるべきだというふうに考えているわけであります。」

しかし、また他方、今、先生がおっしゃられたように適用拡大の問題は、事業主にとっては負担になる、それからまた場合によっては、短時間労働者にとっても負担になるということもありまして企業や雇用への影響なども十分に考慮が必要であるとこういうことでございます。

これにつきましては、総理の所信表明演説で既にお触れになっておりまして我々としては、この総理の意向というものを踏まえまして、12月下旬に設置予定の「社会保障審議会 年金部会」において、関係者から意見聴取等を行っていきたいとこういうことでございます。

問題点としてはどうかということですが、事業主に負担を求める厚生年金適用対象者の範囲というものをどう考えるか、また、企業への影響に配慮する観点から、企業規模についてどういう考え方をとるか、といったようなことがあろうかと思えます。

これらの様々な論点につきまして、できるだけ早期に具体的な成案を得て、被用者年金一元化に併せて、次期通常国会に法案が提出できるように努めてまいりたいとこのように考えております。」

## 年金制度の課題に関する方向性について（抜粋）

平成18年11月14日

与党年金制度改革協議会

年金制度の課題に関し、次のとおり共通の認識を得た。

### 2. 短時間労働者に対する社会保険適用拡大について

- (1) 短時間労働者に対する社会保険適用の取扱いは、将来の年金保障の充実に資するとともに、格差固定を避けるための再チャレンジ政策推進の観点からも重要課題であり、早期に具体的な方向付けを行う必要がある。
- (2) そのため、週労働時間のほか、勤続期間や正社員との関係等勤務実態を踏まえることが必要である。
- (3) また、中小零細企業に対する適切な配慮を行うとともに、激変緩和や経過措置に十分留意するものとする。
- (4) 以上を踏まえ、政府においては可及的速やかに各方面の意見の聴取と整理に努められたい。

# パート労働者への厚生年金等適用拡大に 断固反対する！

平成18年11月29日

## 『短時間労働者への厚生年金等適用拡大反対協議会』

社団法人全国スーパーマーケット協会	理事長	原 信 一
社団法人全国乗用自動車連合会	会 長	新 倉 尚 文
社団法人日本給食サービス協会	会 長	野々村 禎之
日本小売業協会	会 長	中 村 胤 夫
社団法人日本ショッピングセンター協会	会 長	木 村 惠 司
日本スーパーマーケット協会	会 長	清 水 信 次
社団法人日本セルフ・サービス協会	会 長	増 井 徳 太 郎
社団法人日本専門店協会	会 長	黒 川 光 博
日本チェーンストア協会	会 長	佐々木 孝 治
社団法人日本通信販売協会	会 長	石 川 博 康
社団法人日本テレマーケティング協会	会 長	菱 沼 千 明
日本百貨店協会	会 長	中 村 胤 夫
社団法人日本フードサービス協会	会 長	米 濱 和 英
社団法人日本フランチャイズチェーン協会	会 長	加 藤 充
社団法人日本べんとう振興協会	会 長	安 田 定 明
社団法人日本ホテル協会	会 長	中 村 裕
社団法人日本ボランティア・チェーン協会	会 長	宮 下 正 房

パート労働者への厚生年金適用問題については、平成16年年金制度改革において、国民年金法等の一部を改正する法律附則第3条第3項に「社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響、事務手続の効率性、短時間労働者の意識、就業の実態及び雇用への影響並びに他の社会保障制度及び雇用に関する施策その他の施策との整合性に配慮しつつ～（略）～この法律の施行後5年を目途として、総合的に検討が加えられる」旨明記されたにもかかわらず、政府・与党におかれては、国民の前で附則の諸課題について全く検討することなく、押し進められようとしております。

およそ650万人のパート労働者を雇用する流通・サービス産業17団体は、急遽『短時間労働者への厚生年金等適用拡大反対協議会』の活動を再開し、本日緊急にパート労働者への厚生年金等の適用拡大に断固反対することを改めて決議いたしましたので、その実現を政府・与党に強く要求いたします。

## 決 議

国民年金法等の一部を改正する法律の附則の趣旨を全く無視した議論の進め方に強く抗議し、パート労働者の多様な働き方や雇用を奪い、流通・サービス産業の企業経営を危機的状況に追い込むパート労働者への厚生年金等適用拡大に断固反対する。

### 反対理由

1. 短時間労働を選択しているパート労働者が本当に厚生年金加入を望んでいるのか検証されていない。
2. パート労働者本人の給付がどのような形になるのか不透明のまま、保険料の負担ばかりが議論されている。
3. 適用拡大を強行することは、パート労働者の多様な働き方を阻害し、雇用不安を招くことになる。
4. 本来行われるべきはずの国民年金法等の一部を改正する法律附則第3条第3項に基づく検討が全く無視されている。
5. 国民年金の未加入・未納問題が依然として解消されていない上、厚生年金の空洞化等の問題も十分に改善されておらず、年金制度に対する不信任は払拭されていない。
6. 家計を圧迫し個人消費に影響を及ぼすとともに、流通・サービス産業全体の経営危機を招く。

以上